

平成27年度 亀山市事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』

内部点検結果と今後の考え方について

亀山市

◀ 目 次 ▶

No.	事業名	担当部署		判定結果番号	評価（人数）				外部点検対象事業	ページ
					① 不要	② 民間 活用、 協働 の 活力	③ 要 改善	④ 現 行 通 り ・ 拡 充		
①	1 団体支援事業（スポーツ振興事業）	市民文化部文化振興局	文化スポーツ室	③		2	3			1
	2 一般事業（スポーツ振興事業） ・みえスポーツフェスティバル選手派遣委託 一般事業（スポーツ振興事業） ・スポーツ大会出場者激励金・全国大会出場旅費補助金 一般事業（スポーツ振興事業） ・スポーツ推進委員	市民文化部文化振興局	文化スポーツ室	①	3	2				2
				③			5			3
				④			2	3		4
	3 一般事業（児童福祉一般事業） ・交通遺児援護金 一般事業（児童福祉一般事業） ・高等学校等通学費援護金 一般事業（児童福祉一般事業） ・高等職業訓練促進給付金	健康福祉部子ども総合センター	子ども家庭室	①	4		1			5
				③			5			6
				④				5		7
	4 私立学校等助成事業	教育委員会	教育総務室	④			1	4		8
	5 特産振興事業 ・茶業総合振興対策事業補助金 特産振興事業 ・ふるさと特産加工グループ育成補助金 特産振興事業 ・地域特産品発掘等事業補助金	環境産業部	農政室	③			4	1		9
				③	2		3			10
				③			4	1		11
	6 市単土地改良事業	環境産業部	農政室	④			1	4		12

No.	事業名	担当部署		判定結果番号	評価（人数）				外部点検対象事業	ページ	
					① 不要	② 民間 活用、 協働 の 活力	③ 要 改善	④ 現 行 通 り ・ 拡 充			
②	1	行政情報提供事業	企画総務部	広報秘書室	④			2	3		13
	2	行政情報化推進研修事業	企画総務部	人事情報室	③			4	1		14
	3	里山公園管理事業	環境産業部	環境保全室	②		3	2			15
	4	再資源化促進事業	環境産業部	廃棄物対策室	③	1		3	1		16
	5	地籍調査事業	建設部	用地管理室	③			5			17
	6	消防団活動事業	消防本部	消防総務室	③			3	2		18
③	1	防犯対策事業	市民文化部	地域づくり支援室	③			5		○	19
	2	健康づくり事業	健康福祉部	健康推進室	③	1		4			20
	3	市民活動支援事業	市民文化部文化振興局	共生社会推進室	③	2	1	3		○	21
	4	中央公民館活動推進事業	教育委員会	生涯学習室	③			4	1		22
	5	青少年健全育成事業	教育委員会	生涯学習室	③	1		4			23
	6	青少年自立支援事業	教育委員会	生涯学習室	④	2			3		24

《シートの見方》

判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細	班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)			◆…………。 ◆…………。 ◆…………。	◆…………。 ◆…………。 ◆…………。 【見直し時期】 平成27年度 … 見直し 平成28年度 … 実施	○
②民間活力の活用、協働	1	◆…………。 ◆…………。 ◆…………。		◆…………。 【改善による効果】 ◆…………。	
③要改善	4	◆…………。 ◆…………。 ◆…………。	内部点検評価者の判定理由や提言などを記載しています。	コーディネーターが班の統一意見としてまとめています。	意見に基づき、市としての今後の考え方を記載しています。
④現行通り・拡充					

平成27年度実施予定の外部点検の対象
※「一」は対象外

内部点検評価者の判定理由や提言などを記載しています。

コーディネーターが班の統一意見としてまとめています。

意見に基づき、市としての今後の考え方を記載しています。

判定結果とその内訳

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	①-1	事業名	団体支援事業(スポーツ振興事業)	所管室	市民文化部文化振興局文化スポーツ室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働	2	<p>◆現在、既に調整が始まっているという説明があったように、今後は団体の法人化や各団体の一元化を図ることで、より民間団体の自主性・自立性が拡大されるような方向付けが市として必要であると考えます。</p> <p>◆体育協会が平成28年度にNPO化する予定なので、自主財源を確保しつつ自立を図り、それぞれ交付している補助金を、目的別に整理して、市の負担を軽減する。</p>		<p>◆スポーツ連合会の設立により、スポーツ関連団体同士の連携や事務効率化が進んだと考えられるが、依然、市から各団体へ補助金が支弁されており、その削減も進まず、自立化にはほど遠い現状にある。</p> <p>◆現在、検討が進められている体育協会とスポーツ少年団体連絡協議会との統合、体育協会のNPO法人化を支援し、設置された段階ではスポーツ連合会を解消し、市の補助金はNPO法人亀山市体育協会にできるだけ一元化し、毎年一定割合削減するなど補助金の削減を図るべきである。</p> <p>◆同時に、市のスポーツ施設等の管理運営をNPO法人亀山市体育協会に指定管理者として委託するなどの検討も行ってほしい。</p>	<p>◆これまで、各スポーツ関係団体は、それぞれの活動を通じて、市内のスポーツの振興はもとより、市民の健康増進、子ども達の健全育成などに大きく貢献してきており、今後もその活動は停滞縮小することなく維持拡大すべきであり、当該事業の継続は必要と考える。</p> <p>一方で、各団体の活動を今後更に活性化させるためには、各団体の自主・自立が必要であり、自主財源の確保を含め、亀山市体育協会の組織強化を支援する必要がある。その手法として、体育協会のNPO法人化が検討されていることから、これを支援するとともに、スポーツ連合会の解消を含め、市内の各スポーツ関係団体間の体系整理や事業の集約、調整を進め、補助経費の一元化及び削減を図る。</p> <p>【見直し時期】 平成27・28年度…見直し 平成29年度…実施</p> <p>【改善による効果】 ◆スポーツ関係団体の組織体系が整理されることにより、自主財源の確保や事業の集約化が進み、効率的かつ適正なスポーツ関係団体への支援が見込まれる。</p>	—
③要改善	3	<p>◆亀山スポーツ連合会の設立によって、文化スポーツ室の担っていた業務が当該団体に移行されたにもかかわらず、依然として同室が事業の補助を実施している。亀山スポーツ連合会の運営を自立させるべきである。</p> <p>◆体育協会、スポーツ少年団体連絡協議会から、毎年加盟団体に渡されている助成金については、既得権化しそれぞれの団体の自主・自立を阻害する可能性が強いことから、これら助成金に充当される補助金については、新に設立するスポーツ団体を対象とする補助金等に変更するなど、競技スポーツの裾野を広げる方向で検討すべきである。</p> <p>◆現段階では補助金額を削減することを目標としているものの、その削減金額の目標設定には至っていないとのことである。NPO法人化に向けて自主自立を支援し、削減目標を立てるなど、今後具体策が必要である。</p> <p>◆NPO法人化の条件として、スポーツ団体の整理や重複して支払われている費用の削減などがあるということだが、同時に自己財源を増やす努力をしなければ、NPO法人化しても市の補助に頼る体質が変わらないのではないかと懸念される。</p> <p>◆体育協会とスポーツ少年団体連絡協議会等が統合し、亀山スポーツ連合会をNPO法人化するとの方針であり、市全体として望ましい姿が描けていると考えるが、現状はその段階に至っていないことから、NPO法人化を推進する意味でも現状の改善が必要と考える。</p>				
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	①-2	事業名	一般事業(スポーツ振興事業) ・みえスポーツフェスティバル選手派遣委託	所管室	市民文化部文化振興局文化スポーツ室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)	3	<p>◆特定の競技のみに委託金を支出して選手を派遣することは、他の競技との公平性に問題がある。</p> <p>◆県内の自治体のほとんどが、みえスポーツフェスティバルへの出場を各スポーツ団体の自主性に任せている現状などからも、本市にあっても同様に出場を希望する者の自己負担とすることが望ましいと考える。</p> <p>◆以前のように市の代表として競技に参加するものから、誰でも参加できるものへと変わっているため、市が委託する必要性は低くなった。市町対抗の競技も強制参加ではなく、市が委託しているのは本市と伊賀市のみ(松阪市は補助金を出している)という県内の状況からも、選手の選定・交通費・参加費の負担は市が行うべきではなく、委託は廃止すべきである。</p>		<p>◆みえスポーツフェスティバルが希望者参加制になったことから、他市の状況からみても、市としての委託の妥当性は薄く、不要と考える。</p> <p>◆参加者自らの希望で参加するものであり、交通費、参加費は個人負担とすべきであると考えが、選手の選定、その支援の必要性については体育協会に委せたい。</p>	<p>◆県民大会に、市の代表として出場し、その技術を競うことは、競技者の意欲の向上はもとより、スポーツを通じた地域づくりやまちの一体感の醸成に大きく貢献するものであり、当該事業は一定の効果があったものと考えられる。しかし、スポーツフェスティバル(旧県民大会)は、その開催主旨も変移しており、各競技種目に対する公平性の観点からも、市主体の事業委託は廃止の方向で検討すべきと考える。</p> <p>◆出場を希望する競技者や団体の参加意欲や競技意欲の低下が懸念されるため、体育協会及び例年参加している競技団体等との十分な協議を踏まえ、その支援の必要性を認める場合、現行事業の受託者である体育協会からの間接的支援の可能性などを検討する。</p>	—
②民間活力の活用、協働	2	<p>◆他市の状況や現状を勘案すると、委託事業として実施する意義は薄いと考える。県体育大会からの移行時に委託事業の変更を行っていないことから、早急な廃止は難しいと考える。まずは、亀山スポーツ連合会への事務委任(補助金)としての位置付けを行い、スポーツ連合会の体制が整った上で、他補助金と合わせ事業費の減額を検討すべきと考える。</p>			<p>【見直し時期】 平成27・28年度…見直し 平成29年度…実施</p> <p>【改善による効果】 ◆各競技種目に対する公平性が確保される。</p>	
③要改善						
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	①-2	事業名	一般事業(スポーツ振興事業) ・スポーツ大会出場者激励金・全国大会出場旅費補助金	所管室	市民文化部文化振興局文化スポーツ室
-----	-----	-----	---	-----	-------------------

判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細	班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)					
②民間活力の活用、協働					
③要改善	5	<p>◆スポーツ大会出場者激励金と全国大会出場旅費補助金については、目的が似通っているため、事務削減と市民への周知のしやすさ等から一つにまとめるべきである。</p> <p>◆東海大会については、出場者の旅費負担が少ないため補助の対象から外すべきである。</p> <p>◆激励金・補助金を合わせて支出することは、スポーツ振興の上で問題ないが、全国や東海大会に出場した選手が市内にPRすることも、本事業の周知につながる。本事業の周知やPRについて、手法の見直しが必要と考える。</p> <p>◆スポーツ大会出場者を市で応援し、盛り上げることは良いことである。国際大会出場者により手厚くするため、旅費を中心に考え、激励金と一体化してはどうか。</p> <p>◆激励金の対象者の中に、旅費補助金の対象者が含まれるということで、二つの制度から同一の対象者に交付している状況である。一つの制度しか知らなかったというような案件も考えられるとのことで、スリム化・一本化し市民にとってわかりやすく使いやすい制度に改善することが必要である。また一本化すれば市の事務のスリム化にもつながる。</p> <p>◆他市と比較しても手厚く交付しているため、スポーツに係るすべての補助金等について、交付する目的・対象者・交付額など、統合や廃止などを行い整理する。</p>	<p>◆スポーツ大会出場者激励金と全国大会出場旅費補助金については、事務削減と市民への周知のしやすさ等から、旅費の半額負担を基本の一つにまとめるべきである。東海大会は近傍であり廃止も検討されたい。</p> <p>◆全国大会、国際大会参加者については、市が支援していることも含めて広くPRし、市民のスポーツ意識の高揚を図られたい。</p>	<p>◆旅費補助金については、全国大会(東海大会は対象外)に出場する児童・生徒を対象を限定しており、保護者の経済的理由等による児童・生徒の大会出場機会の喪失に対する抑止効果があることから、激励金補助金とその目的を異にする一面があり、有能な児童・生徒の育成に一定の効果があると考えられる。</p> <p>しかしながら、児童・生徒に対して、別途、激励金補助金の支給も可能であり、手続きの重複や市民に対してわかりにくい制度でもあることから、上記の側面に配慮しつつ、制度の目的、対象者、対象の大会、助成額等について、他市町の状況やスポーツ関係団体等関係者の意向を把握したうえで、制度の改善を図る。</p> <p>◆市民のスポーツに対する興味や関心、また選手自身の意欲の向上を図るため、全国大会や国際大会などの主要な大会への出場者については、平成27年度から広く市民にPRする。</p> <p>【見直し時期】 平成27・28年度 … 見直し 平成29年度 … 実施</p> <p>【改善による効果】 ◆本来の事業目的に沿った、市民にわかり易い制度となり、市民のスポーツに対する興味や関心、また選手自身の意欲の向上が図られている。</p>	—
④現行通り・拡充					

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	①-2	事業名	一般事業(スポーツ振興事業) ・スポーツ推進委員	所管室	市民文化部文化振興局文化スポーツ室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	2	<p>◆総合型地域スポーツクラブの設立により、推進委員の活動の場は減ってしまったように見受けられる。様々な活動・研究に取り組んでもらえる方と、仕事の都合等でなかなか参加できない方がみえるようなので、活動にばらつきが増える傾向ならば、一律10,000円の活動謝金の部分をさらに見直し、活動回数や内容に応じて支払える制度に見直してはどうか。</p> <p>◆活動謝金の計算方法の見直し後の効果について、検証する必要がある。</p>		<p>◆スポーツ推進委員の活動謝金は、スポーツ基本法に基づく制度であり、平成24年度に謝金の見直しも実施していることから、現行通りの実施が妥当と考える。</p> <p>◆活動状況が委員間で差があるようにも見受けられ、委員別に活動計画、活動報告を提出してもらうことが望ましい。</p>	<p>◆スポーツ推進委員は、スポーツ基本法及び亀山市スポーツ推進委員規則に基づく制度であり、現行どおりの事業実施を継続する。</p> <p>◆スポーツ推進委員は、委員間において、亀山市スポーツ推進委員連絡協議会を自主的に組織しており、文化スポーツ室がその事務局を担っている。協議会では、随時会議を開催し、委員間の連絡調整や情報交換を行うなどして、委員活動のばらつきによる地域間格差が無いように、努力もしているところであり、今後も引き続き協議会事務局として、委員活動の把握を行い、その活動を支援していく。</p>	—
④現行通り・拡充	3	<p>◆ボランティア的要素が強い制度であると思われる。スポーツ推進委員は研究大会等で学んだ内容をスポーツの普及に活かしていただきたい。</p> <p>◆スポーツ推進委員の活動謝金等については、スポーツ基本法に基づく制度であり、平成24年度に謝金の見直しも実施していることから、現行通りの実施が妥当と考える。</p> <p>◆スポーツ推進に貢献する活動をしており、現行通りでよいと考える。</p>				

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	①-3	事業名	一般事業(児童福祉一般事業) ・交通遺児援護金	所管室	健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室
-----	-----	-----	----------------------------	-----	----------------------

判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細	班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)	4	<ul style="list-style-type: none"> ◆当該制度は受給対象者が極めて少ない。また、援護金の目的は生活費として支給しているとのことであるが、他に生活費を扶助する制度として「児童扶養手当」、「遺族年金」の制度が整っている。 ◆昭和46年に開始した制度を、これまで見直すこともなく継続していることに疑問を感じる。 ◆交通遺児のみを対象としているが、父または母を病気等で亡くした場合に援助がないことは不公平である。 ◆利用者も少なく、減少傾向にあり、他市にはない制度であることから、現在交付している方については、年齢要件を満たしている間は交付するという条件付で、廃止してよいのではないか。 ◆月2,000円を交通遺児に支給するという制度が、制度導入時とは物価水準や貨幣価値も変わっている中で、同一金額で交付し続けているという点で、今となっては生活費の一部という役割も果たせていないのが制度の現状と考える。 ◆制度の対象となる交通遺児の実態把握・ニーズ把握がまず必要であると共に、その結果によっては、廃止となる制度ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆本制度は受給者が近年3名程度と極めて少ない。昭和46年当時と状況が異なり現在はさまざまな理由で遺児となる場合があり、交通事故だけを対象とすることは適切でない。 ◆金額も小さく、他に生活費を扶助する制度として「児童扶養手当」、「遺族年金」の制度が整っている。 ◆したがって本事業は廃止することが望ましい。 	<p>◆県内他市町で実施されていない状況や現在の利用件数及び新規利用申請が少数であること、また、制度開始当初の昭和46年と補助金額が同額であり、補助目的が希薄化していることから、改めて制度の対象となる者やそのニーズの把握を行った上で、現在の交付者に対するの措置を含め、制度を廃止する方向で検討を行う。</p> <p>【見直し時期】 平成27年度 … 調査、検討 平成28年度 … 検討結果に基づき実施</p> <p>【改善による効果】 ◆「児童扶養手当」や「遺族年金」等他の制度のもと、交通遺児に特化することなく、対象者への支援が適正に行われている。</p>	—
②民間活力の活用、協働					
③要改善	1	<ul style="list-style-type: none"> ◆本制度については、合併時に旧亀山市のみであった制度であり、社会情勢の変化等により、補助金の存在意義や補助額の根拠等が不明瞭となっている。本補助金については、扶助費的要素が強いことから、廃止を前提に検証するのではなく、潜在的対象者の把握やニーズ等を勘案し、制度の見直しを行うべきと考える。 			
④現行通り・拡充					

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	①-3	事業名	一般事業(児童福祉一般事業) ・高等学校等通学費援護金	所管室	健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	5	<p>◆高等学校については、授業料の負担を軽減する就学支援金制度が整備されているため、全ての一人親家庭に対し通学費まで補助する必要性は低いと思われる。経済的に困窮している家庭に限定した援護を行うため所得制限を設けるべきである。</p> <p>◆通学定期に係る金額については、場合によってはかなり家計の負担となることから、学校の選択肢に制限がかからないよう、所得制限を設けて制度を継続する必要がある。</p> <p>◆所得制限を設けた上で、必要ならば限度額の増額についても検討すべきである。</p>		<p>◆高等学校については、授業料の負担を軽減する就学支援金制度が整備されているため、全ての一人親家庭に対し通学費まで補助する必要性は低い。経済的に困窮している家庭に限定した援護を行うこととし、所得制限を設けて継続することが望ましい。</p>	<p>◆近年、離婚件数が増加しており、本制度の利用者は10年で2倍以上に増加していることから、本制度は有効に利用されていると考えるが、一人親家庭の経済的負担の軽減という援護の主旨や児童扶養手当制度や就学資金制度等の他の一人親補助制度との均衡を図る観点からも所得制限の設定等について、検討を行う。</p> <p>【見直し時期】 平成27年度… 検討、見直し 平成28年度… 実施</p> <p>【改善による効果】 ◆他の一人親補助制度との均衡が図れる。 ◆より経済的に困窮している一人親家庭に限定した援護を行うことができる。</p>	—
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	①-3	事業名	一般事業(児童福祉一般事業) ・高等職業訓練促進給付金	所管室	健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)				<p>◆一人親家庭の生活の安定と自立を図るための制度として、また副次的な要素として医療介護分野の人材不足といった社会問題の解決につながる制度という意味でも有効な制度で、これまでの実績もあり、今後も現行通りで継続することが望ましい。</p>	<p>◆一人親家庭の生活の安定と自立を図るための制度として、より多くの対象者に活用してもらえるようPR方法を検討する。</p> <p>【見直し時期】 平成27年度… 検討、見直し 平成28年度… 実施</p> <p>【改善による効果】 ◆多くの対象者に活用してもらうことにより、制度の有効性が高まり、一人親家庭の生活の負担軽減と自立につなげることができる。</p>	-
②民間活力の活用、協働						
③要改善						
④現行通り・拡充	5	<p>◆母子家庭の自立に有効な制度であり、国の補助率も高いことから現行どおり実施することが望ましい。</p> <p>◆国の事業であり、周知を徹底してより多くの方に活用してもらえるようにすべきである。</p> <p>◆一人親家庭の生活の安定と自立を図るための制度として、また副次的な要素として医療介護分野の人材不足といった社会問題の解決につながる制度という意味でも継続すべきである。</p> <p>◆市の裁量部分があるなら、亀山市立医療センターの人材として確保できるような工夫を行うことで、横へ広げられるも可能性としてあるのではないか。</p>				

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	①-4	事業名	私立学校等助成事業	所管室	教育委員会教育総務室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	1	<p>◆この事業を廃止したときの影響、例えば保護者の負担額の増加や待機児童の増加(これは子育て支援の方針に反する)などを考えると、補助は続けていくべきである。補助額については、公立の幼稚園や保育園などの保育料を参考にして検討すべきであるが、保護者の負担額だけではなく、市の負担額という視点からも比較してみてもどうか。つまり、ある児童に対して、私立幼稚園に入園した場合に市が支払う補助金の金額と公立幼稚園に入園した場合に市として負担することになる金額を比較した結果、仮に私立幼稚園に入園した場合の方が市の負担が大きくなるのであれば、私立幼稚園に市がそこまで税金を支払うことに疑問を感じる。</p> <p>◆私立公立の幼稚園や保育園でそれぞれサービス内容が異なっており、保育料も所得によって違うため、比較するのは困難な面もあると思われるが、私立幼稚園の補助額が適正になるよう見直す必要はあるのではないか。</p>		<p>◆本市では公立幼稚園の定員割れもそれほど深刻ではなく、当面本事業は現状通り継続することが妥当である。しかしながら、ある児童に対して、私立幼稚園に入園した場合に市が支払う助成金の金額と公立幼稚園に入園した場合に市として負担することになる金額を比較して、その妥当性を明確にしてほしい。</p>	<p>◆「教育・子ども子育て支援施策」の推進を行政経営の重点方針として定めている本市においては、国基準の制度の実施は最低限必要である。このため、市負担は年々増加しているが、今後も国と同様の基準により事業を継続する。</p> <p>◆平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園はこの制度の対象外となるため、将来的にはこの制度は廃止が予想される。</p> <p>◆公立幼稚園の一人当たりの負担額については、受益者負担の適正化の観点から算出しており、市が支払う助成金と比較した結果、私立幼稚園についても市が負担することは妥当と考える。</p>	—
④現行通り・拡充	4	<p>◆他市と同様に国の基準に沿って補助を行っているため、本市のみがこの助成金を下げたり、廃止したりすることによって、当市の子育て支援が後退することは避ける必要がある。しかしながら、現状の市内の私立幼稚園のサービス内容は、公立幼稚園よりも公立保育園と類似しており、公立保育園より保育料が安価な私立幼稚園に対する助成制度が問題視される可能性がある。子ども・子育て支援制度に移行する過程において、この問題を解決していく必要がある。</p> <p>◆国の方向性が毎年変化する中で、本制度を見直すメリットが見いだせないことから、現行通りの実施が妥当と考える。</p> <p>◆子ども・子育て支援制度が始り、幼稚園を取り巻く状況が大きく変わる最中に、この制度の見直しをかけることが適切かどうか考えた結果、現段階では現行どおり実施が妥当と考える。</p>				

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	①-5	事業名	特産振興事業 ・茶業総合振興対策事業補助金	所管室	環境産業部農政室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	4	<p>◆同一事業に対し、毎年一定金額を補助することは、既得権化につながり団体の育成や自主自立の観点からも好ましくない。「亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」において6次産業化を推進する特産物として、他にも自然薯、シソ、和牛等もあることから、茶のみに特化するのではなく、6次産業化を推進する新たな事業戦略に対する公募型の補助金に変えていくべきである。</p> <p>◆市が茶業に特に力を入れていること、市では茶業のみならず水稲や畜産業に対しても補助していること、近隣市町の状況等から、廃止をする必要はないと考える。ただし、補助に依存してしまうと、収益を増やす努力をして売上金により活動しようという意欲がなくなるため、減額も検討すべきである。</p> <p>◆一定金額を長年にわたり補助しており、近年取り組み内容が変わっていない現状である。茶を取り巻く環境や茶業のニーズが変わっており、それに応じて実施内容と補助金額も変わってくるべきものと考えられるが、そうはなっていない現状から、今の茶業組合のニーズ(ブランド化・売先の確保拡大など)の変化に対応した事業内容となっているか、また市の農業振興の方向性に沿った補助となっているか確認が必要である。</p> <p>◆毎年、同額の交付となっているため、額や内容を見直す必要がある。</p>		<p>◆毎年一定金額を長い期間を通じて補助していることから、事業のマンネリ化につながっている可能性がある。毎年事業提案を受けて外部審査を経て計画を認定し、執行後報告書をもたらすような形式にするなど、毎年の異なる活動が亀山茶の更なる振興につながるよう補助の仕組みの見直しを検討されたい。</p>	<p>◆茶業は亀山市の重要な産業であり、茶業の更なる振興を図ることが必要なことから、事業は継続する。</p> <p>◆補助金交付の際の事業計画の確認及び事業完了後の成果の確認は現在も行っているが、今後は事業計画をより一層精査するとともに、必要に応じてその内容について補助対象者と協議検討し、適切な補助事業の実施に繋げる。</p> <p>◆外部意見の取り入れについては、今後の事業の展開状況を確認し、その実施を検討する。</p> <p>【見直し時期】 平成27・28年度 … 検討 平成29年度 … 実施</p> <p>【改善による効果】 ◆適切な事業計画に基づく補助事業が実施されることにより、茶業の更なる振興に繋がる。</p>	—
④現行通り・拡充	1	◆亀山市の特産品として現行通り、茶業振興に支援すべきと考える。				

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	①-5	事業名	特産振興事業 ・ふるさと特産加工グループ育成補助金	所管室	環境産業部農政室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)	2	<ul style="list-style-type: none"> ◆グループの設立時点で、この補助は一定の成果をあげたと考えるが、その後も数年間にわたり一定金額の補助を続けているにも関わらず、その効果を確認することができない。 ◆今後も補助を続けていくためには、市としてこのグループをどのように育成したいのかといった将来ビジョン(目的・目標値など)が必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆こうした補助金は事業の立ち上げにあたって、初期投資に支援することが望ましく、同一団体に対し非公募で長い間一定金額を補助していることは不適切である。 ◆廃止する、初期投資に限定する、公募に変えるなどの抜本的な見直しが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域特産品を使った加工品の開発、研究及び製造等、地域特産品振興のために必要なことから、事業は継続する。 ◆補助対象者の育成・自立を図るため、交付期間の設定、公募の実施等について検討する。 <p>【見直し時期】 平成27・28年度 … 検討 平成29年度 … 実施</p> <p>【改善による効果】 ◆初期投資が必要な事業の立ち上げ期に適切な支援を行うことによって、補助対象者の育成・自立を図ることができる。</p>	—
②民間活力の活用、協働						
③要改善	3	<ul style="list-style-type: none"> ◆同一事業に対し、毎年一定金額を補助することは、既得権化につながり好ましくない。団体の育成や自主・自立を促すためにも終期を設定すべきである。担当室は、売上額や事業計画の達成状況等をしっかり把握して、補助金の効果を見極めるべきである。 ◆非公募での補助であり、公平性が確保できていない。 ◆同様の団体が存在するか否かについても不明であることから、特産加工グループ育成の趣旨に合致するよう、制度の見直しが必要と考える。 ◆茶業と同様、補助に依存してしまうと、収益を増やす工夫をしなくなる可能性があるため、特産加工グループ立上げが終わったのであれば、廃止してもよいのではないか。 ◆特定の団体に継続して同額の交付を行っているため、終期を設定し、廃止すべきである。 				
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	①-5	事業名	特産振興事業 ・地域特産品発掘等事業補助金	所管室	環境産業部農政室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	4	<p>◆事業計画の審査やフォローをしっかりと実施することが重要である。補助金の効果を高めるためにも専門的知識に基づいた助言・指導を継続的に実施していただきたい。</p> <p>◆3年という終期は設定されているが、100万円の限度額まで事業費を全額補助することが可能になっている。補助金申請者に対し自主性を発揮させるためにも補助金の割合を2分の1にすべきである。また、補助金の限度額が低いことが、補助金の利用者が少ない原因であるならば、限度額の引き上げも検討されたい。</p> <p>◆比較的新しい事業であるため、ニーズや効果について数年間の傾向をみて方向性を検討してみてもよいと考える。ただし、農業振興という観点から非常に画期的で魅力のある事業ではあるが、全額補助すべきかどうかについては、検討の余地があるのではないかと考える。</p> <p>◆この制度を利用する「意欲のある方が続いてこない」といった担当室の課題について、なぜかという分析をもとに使いやすい制度に改善することが必要である。</p> <p>◆補助金の申請件数が、減少傾向にあるため、周知徹底を図るべきである。</p>		<p>◆本事業で支援した亀山紅茶の取組は評価に値する。毎年100万円、3か年の補助は魅力的であるが、それ以外の団体の活動が不活発であること、件数が少ないことについて現状分析をしてほしい。場合によっては金額を増やす、2年目以降は補助割合を変えるなどの工夫も必要である。</p> <p>◆補助後の個々への助言体制をより充実してほしい。</p> <p>◆事業計画書の様式が簡素であり、将来の収支計画書の添付など改善を検討してほしい。</p>	<p>◆本事業は、地域農業の活性化に有効な支援事業であることから、農業者の取り組みを促し、その活動を支援していく。</p> <p>◆新たな農業者の取り組みを促すため、補助内容や将来へのビジョンが具体的に計画できるよう事業計画書等の様式を検討する。</p> <p>◆農業者の事業取り組みを積極的に支援するため、農産物の栽培方法や販売促進などの助言・指導体制へのサポートを検討する。</p> <p>【見直し時期】 平成27・28年度 … 検討 平成29年度 … 実施</p> <p>【改善による効果】 ◆事業内容を見直すことにより、農産物のブランド化や農商工連携が促進され、地域農業の活性化につながる。</p>	—
④現行通り・拡充	1	<p>◆補助した団体が、補助期間が終了しても事業を継続していることの意義は大きいと考える。本事業がきっかけとなって特産品発掘の機運が高まったことから、今後も運用面や補助額、補助率等、使いやすい補助金として事業内容を拡大し展開すべきと考える。</p>				

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	①-6	事業名	市単土地改良事業	所管室	環境産業部農政室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)				<p>◆平成21年度から、市が最低限やらなければならないことを除き、「補助金」や「材料支給」を基本にし、工事請負額の削減を図ったことを評価する。現行通りで進めてほしい。</p> <p>◆しかしながら、多額な事業であり、市民の理解を得るためにも、一度、これまでの土地改良事業全体の検証をしてほしい。</p>	<p>◆整備や修繕方法について、コスト削減を意識しながら農業者と協議し、現行どおり事業を進める。</p> <p>◆平成21年度の事業見直し後の土地改良事業について、平成27・28年度に検証を行う。</p>	—
②民間活力の活用、協働						
③要改善	1	<p>◆耕作放棄地を増やさないためには、必要な事業であり、工事費を補助金や原材料費に巻き替え全体としての事業費削減に取り組まれていることは評価できる。説明の中で、本事業について実施個所や、投入金額などが把握されておらず、事業の総括が実施されていないことは、今後の事業展開や施策の元データとなることから、事業の総括を実施し、今までの内容を検証をする必要があると考える。</p>				
④現行通り・拡充	4	<p>◆平成21年度に事業手法の見直しを行ったことによって、経費の削減、適正な事業選別という効果が表れている。中期的には現行通り当該事業を実施していただきたい。しかしながら、このまま申請に応じる形で事業を継続するとしても、今後は耕作放棄地の増加で多くの農地の保全が困難な状態になると考えられる。長期的には、農用地利用の集積を図るよう、補助の対象となる農地に場所や耕作面積等の制限を与える必要があると考える。</p> <p>◆平成21年度から、「補助金」として支払うことにより、工事請負額を最小減にとどめられている。また、補助率は80%と一見高すぎるようにも思えるが、他に農家の負担費用があることなども考慮すると妥当であり、補助金交付申請も必要最小限としていて無駄がないことから、現行通りでよいと考える。</p> <p>◆市が直接工事をすることから、補助や原材料支給として補助する地元施工にシフトし、事業全体の費用を抑えてきたことがわかった。耕作放棄地を増やさないためにも、現行どおり実施しと考えるが、将来的に担い手が不足し、地元で修繕できなくなるということも見据えた対応がこれから必要である。</p> <p>◆工事請負費から補助金と原材料費へ手法を見直した効果が見られるため、現行どおりと考える。</p>				

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	②-1	事業名	行政情報提供事業	所管室	企画総務部広報秘書室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	2	<ul style="list-style-type: none"> ◆番組開始からほぼ同じ構成では、マンネリ化していると考えられる。市民(視聴者)に対するアンケート等を実施し、市民が求めている企画内容や番組を作ってほしい。 ◆他市・他県に亀山市の良さを積極的にPRしていただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ケーブルテレビを用いて行政情報を提供することの重要性については理解できる。 ◆経費については削減が困難なものが大半であるため、市民のニーズを十分に踏まえて番組の内容や構成を工夫し、効果を高める必要がある。 ◆番組の内容や構成を検討する際に、市民の声を継続的にとりいれるための方策も検討して欲しい。 ◆広報誌、ホームページ、フェイスブック、そしてケーブルテレビそれぞれの特性をうまく生かした情報提供ができるよう、各室と協力して取り組んでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆幅広く全ての年代や、普段行政情報番組を視聴しない(できない)市民の声をいただけるアンケートの方法を検討し、番組に市民ニーズを積極的に反映できるようにしていく。なお、アンケートは広報紙に対するものを含めて検討するとともに、アンケート以外にも意見をいただける手法を検討していく。 ◆今年度から行政情報番組をHD化することから、「映像の鮮明さ」といった強みを生かした番組制作を意識的に行っていくほか、広報秘書室が所管する広報紙、ホームページ、フェイスブック、ケーブルテレビ、文字情報が持つそれぞれの強みが活かせるよう広報媒体の位置づけの整理を行うとともに、活用方法についても改めて職員に周知していく。 	—
④現行通り・拡充	3	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報の職員は、休日や時間外に情報収集していることもあって大変苦勞しているはずである。デジタル化による経費増とはなるが、事業を進めると決めたのだから、是非、費用に見合った活動や番組制作を行い、その成果を実らせて市民の評価を勝ち取られたい。 ◆過去の番組のリバイバル、CATV間の番組共用、市長の会見等映像配信の可能性の高い情報、視聴者情報など、1つの方法にこだわらず、視野を広げ、新規に番組作成せずとも放映できるものを貪欲に探してほしい。 ◆広報、ホームページ、文字情報、フェイスブックなど一律に情報掲示を行う慣習を改め、それぞれの情報媒体に応じた情報提供を行うように各室を指導していただきたい。(文字情報だと上手く伝わらないケースがある。) ◆市民のモニタリングを反映した番組制作をしていただきたい。また、番組制作は原課主導ではなく広報主導で行い、第三者委員会等を設置し市民や専門知識のある方の意見を反映したプログラムとしていただきたい。 ◆機器の使用料やシステム保守料など削減が困難な支出が大半であることから、番組内容や構成を工夫し、より多くの市民に見ていただけるようにしていただきたい。 ◆ホームページや広報紙を含めた中で、費用対効果を十分踏まえ、かつ時代の変化に合わせ、投入する予算配分を見直し続けてもらいたい。 ◆紙媒体とは異なる機能を持つ映像での情報提供は、効果が高く必要であるが、費用の増加や加入者数の減少等の現況も勘案し活用方法について検討するとともに、内容については、費用対効果も考え、さらに充実したものにしていく必要がある。 ◆予算のほとんどが必要経費であるという事から現行通り実施とした。ただし、より良くなるように番組制作の内容の充実を図って実施されたい。 			<p>【見直し時期】</p> <p>平成27・28年度…見直し 平成29年度…実施</p> <p>【改善による効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆より市民ニーズに沿った形での情報発信が可能となるほか、広報媒体を利用する職員に各広報媒体の強み及び活用方法の周知を改めて行うことで、各情報媒体を連動させ、それぞれの強みを活かしたタイムリーで効果的な情報発信が可能となる。 	

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	②-2	事業名	行政情報化推進研修事業	所管室	企画総務部人事情報室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	4	<p>◆ワードやエクセル等の基本ソフトの使い方や基本的な情報セキュリティを指導する情報インストラクターの役割は、PC導入当初に必要であった職員の情報リテラシー向上の所期の目標を達しているため不要と判断する。しかし、一方で、サーバー、配布PCの初期設定等情報機器の運用にあたっては、単なる事務補助員ではその目的を達しえないため、新たな目的による人材の確保が必要となり、一定の能力を確保するため、OJTや机上研修を受けてもらう必要がある。</p> <p>◆4月など人事異動時には、現状の正規1名、嘱託1名では対応できていない現状がある。PCやソフトの使用方法を教えるのではなく、日ごろからFAQを作成・更新しておいてグループウェアで確認する癖づけをし、わからないことは各自がホームページで調べる能力を職員につけさせるべきである。</p> <p>◆繁忙期には、過去の情報部署経験者等でチームを組むなどして組織的に対応し、積極的に人材活用を図ってほしい。(正規職員が少なくなる中、一担当だけでできることには限りがある。他の部署の人に手伝ってもらうことは相手に悪いと思わず、積極的活用を図るべきである。また、職員は部署をわたってでもわかる人に聞くので、好意で手伝っている人にも配慮してあげてほしい。)</p> <p>◆情報化リーダーの役割としての明確化や情報化リーダーの育成、正規職員にインストラクターの資格取得ができる体制などを整備されたい。</p> <p>◆情報インストラクターの業務内容を精査し、事業自体の実施方法の改善が必要である。各室に配置されている情報化リーダー等を活用し、人材を育成するなど、効果的、効率的な組織としての仕組みづくりを検討すべきである。</p> <p>◆情報化推進研修という事業であるのに対し、業務内容のほとんどがヘルプデスクと情報機器のメンテナンスであり、事業名と整合していない。情報化リーダーや各室で知識が豊富な人をうまく使ってヘルプデスク等の業務を情報インストラクターから軽減し、本業である研修の充実を図っていくよう検討されたい。</p>		<p>◆情報化推進のための亀山市全体としての体制の構築が重要な課題である。情報化推進担当職員はもちろん、それ以外の職員についても情報処理に関する研修受講、資格取得の機会を設けるとともに、情報化リーダーの役割の明確化と育成についても注力してほしい。</p> <p>◆情報インストラクターについては、インストラクターだからこそできる業務(人材育成等)に携わってもらえるよう、業務内容を見直す必要がある。</p> <p>◆そのためにも、PCやソフトの使い方については職員一人ひとりが自分で調べることができるよう、FAQを作成・更新する、ホームページでの調べ方について周知するなどにも取り組んでほしい。</p>	<p>◆情報化リーダーは、各所属のパソコン・プリンタ・ソフトウェアの設定・管理のほか、所属職員の情報セキュリティの徹底やパソコン使用に関する問合せ窓口となることについても業務の一環としているが、情報化リーダーが交代するなどの理由で、業務内容が十分に浸透していないと考えられる。このため、平成27年度からの情報化リーダーについては、オフィス活動推進員との兼務を解き、各所属長から新たに推薦された者を選定し、業務内容を記載したファイルを各メンバーに配布する。</p> <p>◆情報インストラクターによる情報化リーダー業務研修を実施する。</p> <p>◆情報インストラクターによる職員の能力に応じた段階的な研修を実施していく。</p> <p>◆人事情報室に対してよくある質問についてFAQを作成し、グループウェア上にカテゴリを設け掲示しておく。</p> <p>◆情報化リーダーの業務を補完し、情報化リーダーに対し指導及び助言を行う者として、情報担当経験者で構成する「情報化マスター」を新たに設置する。</p> <p>◆職員に対し、亀山市職員資格取得等助成規定を活用した情報処理関連の資格取得を勧奨する。</p> <p>◆職員に対し、情報処理関連eラーニングの受講を勧奨する。</p> <p>【見直し時期】 平成27年度…見直し・実施</p> <p>【改善による効果】 ◆情報化リーダーの情報処理に関する知識・技能を高め、最適に活用するとともに、情報インストラクターによる各種研修等を適切に実施することにより、本市職員のITリテラシーを向上させ、各種行政事務の効率化、迅速化を図れる。</p>	—
④現行通り・拡充	1	<p>◆情報システムは上手く活用することにより、業務を効率的に進めることができるなど、今の時代に欠かすことができないものであるが、技術の進歩が著しく、その変化に対応し続けることは大変なことである。そういった意味で、本事業は市にとっても不可欠なものであるが、現在は、職員のリテラシー能力の向上を図るための情報インストラクターではなく、職員のパソコン等OA機器の修繕やOfficeなどのソフトの使い方に対する職員からの問い合わせへの対応しかできていない状況である。当然、事業目的に即して取り組む必要があるが、職員数の不足により対応できないことは明らかである。よって、事業は必要であるが、その前に職員の体制を整備すべきである。</p> <p>◆体制を整備しつつ、担当職員から順番に研修を受講させ、資格を持ち、情報処理技術に長けた職員を数多く養成していくべきである。</p> <p>◆少なくとも、日頃の職員からの問い合わせについては、データを集約し、他の職員に見れる状況を整えることで、問い合わせを減らす取組はすべきである。</p> <p>◆情報化リーダーに対しては、役割を明確にしたうえで、説明会を開催し、周知を図ることで、職員から直接人事情報室へ行く問い合わせを減らす取組もすべきである。</p>				

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	②-3	事業名	里山公園管理事業	所管室	環境産業部環境保全室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働	3	<p>◆自然保護団体を中心とした協議会による運営を行っていることから、指定管理者制度への移行、NPO法人化を積極的に進めてほしい。その前提として、収入の確保(受益者負担等)は切り離せない問題であるため、入場料が難しければ、一定のイベントへの参加料、民間事業者の施設利用料など、比較的容易なところから有料化を検討すべきである。直営、公用・公共の利用だけでなく、市内外を問わず一般団体、民間事業者から利用してもらえるよう営業活動してはどうか。</p> <p>◆市民農園としての活用があれば、冬季の利用(その時期も人の出入り)があると考えられる。また、もともと里山は農作業等で人の手を入れてつくられるものであることを考えると、農園利用は最も自然な発想である。</p> <p>◆里山公園は、当時、バブル期に買収された大規模な土地がその崩壊による放棄で荒廃したり、乱開発や不法投棄がされないよう有効利用するため、市の事業とのマッチングにより誕生した経緯があり、市民全体で守って行く必要があることを地元を中心とする市民と共有すべきと考える。</p> <p>◆市の財政状況や社会の状況を見ても、今後もこの公園を現状どおり維持管理し続けることは困難である。元々、荒廃した土地を再生させるため取り組んだ事業であるが、状況が落ち着いてきた現在では、近隣の自治会や住民、あるいは民間の自然保護団体等へ管理を移管していくべきである。移管に際しては、「亀山里山公園みちくさ管理運営協議会」が既に存在することから、この会を活用し、まずは定期的なイベントの主催から徐々に任せていってはどうかと考える。また、自然環境を保全していく施設であれば、管理人が常駐する必要性はないと思う。</p> <p>◆里山公園は地元地域の方々や小学校等の遠足・環境学習の場としても使用されるなど、知名度はあると思われる。しかし、里山公園を維持管理も含め、各種団体や環境ボランティア等専門性をもった方々に任せていく方向へ検討していただきたい。</p>		<p>◆今後、里山公園をどのように活用するかをしっかりと考えたうえで、より効果的な維持管理手法として指定管理者制度を導入できるよう検討を進めてほしい。</p> <p>◆指定管理者制度の導入に向けて、イベントの企画開催やオーナー制度の導入、市民農園としての活用など、公園の管理運営に市民がより積極的に関わる仕掛けを導入するとともに、市民のイベントへの参加や民間事業者の施設利用に際しての費用負担を検討し、取り入れていく必要がある。</p>	<p>◆自然公園としての里山公園については、今後も環境学習の場、市民交流の場、心安らぐ憩いの場としての活用が必要である。そのために、現在、市民各種団体が参画する亀山里山公園「みちくさ」管理運営協議会において、里山の運営に関する専門的な知識や整備に関する助言、提言をいただくとともに、里山の魅力発信に向けたフォトコンテストなどの取り組みも実施している。</p> <p>◆本運営協議会については、今後も民間活力の活用として推進を図っていく。なお、指定管理者制度等の導入については、施設利用の際の費用負担も含め、その可能性、有効性の検討を行う。</p> <p>【見直し時期】 平成27・28年度… 検討 平成29年度… 検討結果に基づき見直し</p> <p>【改善による効果】 ◆民間活力活用の検証を行うことにより、里山公園の維持管理等に係る経費や今後の管理運営の在り方など明確化することができる。 ◆新たな里山公園の活用方法を検討することにより、里山公園の更なる有効活用につなげることができる。</p>	—
③要改善	2	<p>◆里山公園の在り方及び管理運営の方法については、民間活力の活用も含め、将来を見据えた検討を行う必要がある。</p> <p>◆今後も数年かけて多くの事業費を使い整備が計画されていることから、事業費と効果について検証を行い、更なる活用方法を考える必要がある。</p> <p>◆限られた予算の中で年次的に改善をしていくのは難しいので、ゾーニングを行って、より良い整備計画を立てることが必要である。(例:2～3のエリア分けを行い入り口から順次整備を行っていく)</p> <p>◆維持管理をし易い様に田や畑用に貸し出し、そのオーナーに維持管理して頂く手法も検討して頂きたい。</p>				
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	②-4	事業名	再資源化促進事業	所管室	環境産業部廃棄物対策室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)	1	<p>◆もともと家庭で3Rに取り組むのは当たり前であり、その認識は常識になりつつある。そんな中、報奨金について、担当室が継続的に見直すこととしているため、前回の事業仕分けの判定を支持した。ただし、5年後の結果のみで見直しを判断するのではなく、一旦は報奨金を使ったとしても積極的に自主性を誘導するように終期設定を行い計画的に行っていただきたい。(運営資金にあてている団体もあり、反対も予想されるが、強い気持ちと知恵と工夫で乗り切ってほしい。)</p> <p>◆報奨金の設定方法や市の回収事業そのものが、団体の自主性を阻害する要因ともなり得るので、どうすれば上手くネジが回るのかよく検討してほしい。</p>		<p>◆まず、平成26年4月に要綱を改正した結果を把握し、効果やさらなる課題を明らかにし、市としての将来的な構想を十分に検討してほしい。</p> <p>◆構想の検討とあわせて、報奨金およびその金額については、リサイクルに関する市民の認識の程度や品目ごとのリサイクル率、民間業者の扱い状況を踏まえ、民間業者との効率的な役割分担も考慮して抜本的に見直す必要がある。</p> <p>◆近い将来、報奨金全体の廃止を議論することになると考えられるが、直近の取り組みとして、すでにリサイクル率が高い品目や民間業者による買い取りがある品目については終期を定める一方で、リサイクル率が低い品目、行政が回収を行っていない品目の回収に対して報奨金を出すなど、報奨金のより効果的な活用策の検討を期待したい。</p>	<p>◆団体の活動状況を踏まえ、本制度の有効性や課題を整理したうえで、行政回収と住民回収の在り方を検証する。</p> <p>◆地域まちづくり協議会に対する地域予算制度導入の動向も見極めながら、団体との意見交換を重ね、品目による終期設定も念頭に置き、回収活動の自主・自立を尊重した制度への見直しを検討する。</p> <p>【見直し時期】 平成27・28年度…活動状況の把握、検証 平成29年度…検討・見直し 平成30年度…検討結果に基づき実施</p> <p>【改善による効果】 ◆行政回収と住民回収の役割分担を明確化できると、効率的な資源物の回収が期待できる。 ◆行政回収していない資源物の回収量増加が見込まれ、ごみ減量とリサイクル率の向上に寄与することが期待できる。</p>	—
②民間活力の活用、協働						
③要改善	3	<p>◆この事業が始まったのは、昭和53年頃で、30年以上も続いている。市民のリサイクルに対する意識は当時よりは数段高くなってきている。継続する上で、対象品目を増やすのか、減らすのか、また報奨金の妥当性も検討すべきである。</p> <p>◆事業としては、ある一定の目的は達成されたと思われるため、終期を設けてはどうか。</p> <p>◆再生資源集団回収報奨金については、制度開始当初から数十年経っており、時代背景や地域住民のリサイクルに対する意識は、大きく変化しており、既に一定程度の成果は出ており、初期の目的を達成していると考えられるが、現在、担当室で将来的な構想を検討中であることから、報奨金については、終期の設定を行い、事業の抜本的な見直しに向けて検討を行う必要がある。</p> <p>◆再資源化に対する市民の意識の高揚が図れ、リサイクルの意識が向上したということであり、所期の目的を達成しているため、市による資源ごみ回収と団体による回収の調整を行い終期の設定を行ってほしい。</p> <p>◆いなべ市が財政難で廃止したとのことであり、まさにそういう方向であると思う。</p>				
④現行通り・拡充	1	<p>◆古紙等、民間業者で高く買い取ってもらえる品目については、市が報奨金を出してまで引き取る必要性はないと思う。特に、総合環境センターへの持込の場合、市が支出する報奨金よりも売却益の方が高ければ良いが、業者へ直接売却した場合にまで、市が報奨金を支払う必要性は全くないと思う。ただし、この報奨金は平成26年度に見直しをした直後ということで、今、制度の変更をすると活動団体の取組に混乱が生じる恐れがあるため、交付要綱に定められておるとおり、5年後との見直し時期に合わせ、時代に即した制度にしていけばと思う。</p> <p>◆基本的には、補助金の要素が強いため、今回の見直しで対象品目に加えられた廃食油や小型家電などリサイクルが進んでおらず、行政が回収を行っていない品目のみを報奨金の対象とすべきであると思う。</p>				

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	②-5	事業名	地籍調査事業	所管室	建設部用地管理室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)				<ul style="list-style-type: none"> ◆一旦休止し、再開後の調査の進め方や実施体制等について十分に検討することが適当であると判断する。 ◆休止に際しては庁内はもちろん国や県、関係機関との調整を十分に行うとともに、再開の年度を明確に設定し、計画的に再開のための準備を進めてほしい。 ◆現在までに着手した地区の調査は完了させるなど、これまでの取り組みが無駄にならないような配慮を期待したい。また、市民への説明も十分に行ってもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成27・28年度で、着手しているものの登記が完了していない地区の事業を完了させるよう取り組む。 ◆国と県は、地籍調査推進のため、休止あるいは未着手の自治体に対し、事業着手を積極的に呼びかけていくとしている。県には市の現状を説明し、一定の理解を得たところであるが、事業実施は市の判断に委ねられる。 ◆地籍調査事業は課税の適正化や災害発生時の迅速な復旧など完了後には多くのメリットが得られるほか、事業実施時にも国県から手厚い補助が得られるという利点を踏まえ、体制も含めて事業の在り方を検討する。 <p>【見直し時期】 平成27・28年度…整理、検討・見直し 平成29年度以降…検討結果に基づき実施</p> <p>【改善による効果】 ◆本事業のこれまでの整理と今後の体制も含めた方向性を示すことで、より計画的に事業を進めることができる。</p>	-
②民間活力の活用、協働						
③要改善	5	<ul style="list-style-type: none"> ◆一旦中止し、過去の作業を整理したうえで仕切り直したいとのことであったので、担当室としてそれが適切な進め方であると判断したのであれば、今後庁内で調整を行うべきであるが、国土調査法による国及び県が関係する事業であるので、関係機関との調整は十分に図ってほしい。 ◆非常に有効で有益な事業だと思うが、推進していくには体制が整っていることが大前提となる。その意味で本事業の経過を見ると、しっかりとした計画がなく、体制も不十分なまま取り組んでいるため、予算を投入しているものの、進捗が悪い状況となっている。よって、一旦地区を拡大することを休止し、現在までに着手した地区を完了させ、今後の計画を策定した後、現場への測量等の作業に入っていくべきである。なお、事業の休止に当たっては、再開の年度を明確にし、休止したまま手付かずの状況に陥らないような措置を設けておいていただきたい。 ◆休止するのであれば、市民からの要望や相談に対して、丁寧に説明する必要がある。 ◆事業実施のメリットはあるものの、時間、人員及び費用がかかる中、事業の進捗率が低く、また民(個人)の協力が必要であるが得られにくい現状があることから、担当室の意向どおり、事業の実施方法を再度検討し、より良い方法を考案することが必要である。 ◆個人にも公にもメリットがあり、重要な事業であるので現行通り実施して進めていくべきであるが、個人間の境界問題の誘発といったデメリットを解消しながら平常業務の兼務でやっていくには人力的に無理があるので、一度休止して今までのやり方や問題点をじっくり整理し、結果的に完成年度が早まるよう進めていく必要がある。 				
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	②-6	事業名	消防団活動事業	所管室	消防本部消防総務室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	3	<p>◆そもそも415人という定員数はどのように決まったのか。それはいつの時代を反映して決められた数字なのか。仮にポンプ車も無い人海戦術が必要であった時代を反映したものではないか。当時の415人は昼間にかけてつけられる人が多かったが、今はほとんどの人が来られないのではないか。東南海地震の津波予想が23号線を超えてくるとされる鈴鹿市と海の無い亀山市がほぼ同数なのはなぜか。この差が本署・分署の数によるものなら北東分署ができたことによる団員の定員変更はあってもよいのではないか。高齢化による担い手不足や分団の統廃合に対応できるのか。</p> <p>◆団員の報酬36,500円とい交付税措置は、団員実数ではなく地方公共団体の規模による配分だとすると、再配分としてその金額でよいのか。高すぎるとすれば、団員を増やそうとした際に財政当局との争いの材料にならないか。操法大会の練習は、昼間働いている人にとっては大変つらいもの、子育て世代ならなお大変だと思われるが、新規の団員は来てくれるのか。</p> <p>◆これから先、現在の定員や伝統行事ありきで、高齢化や生活様式の多様化に対応できるとは到底考えられない。定員は条例事項なので変更が容易でないならそれはそれとして、火事や災害時、どのような場所にどのような人間が必要なのか、誰が来てくれて、その人達は何ができるのか、実想定に基づいた人員配置を考えて行くべきである。本当に必要(自分ができること家族や地域の人が救える)と思えたら、報酬が無くても郷土愛は消えない。</p> <p>◆地域防災力の強化のために必要な消防団であるがゆえに、団員数の整理及び確保に向けた対策の検討が必要である。</p> <p>◆消防団運営交付金について、交付基準が明確に定められていないため、用途を限定するよう見直すべきである。また、分団に対しては、団員数に関わらず一律同額を交付しているが、用途を限定した中で、金額については、必要額を積み上げて算定するなどの見直しも行うべきである。</p> <p>◆消防団運営交付金の交付対象基準が明確でないため、市補助金の適正化に関する基準等を参考に基準を作成する必要がある。</p>		<p>◆地域の防災力を高めるうえで、消防団は重要な役割を担うことが期待される。今後予想される災害の程度および亀山市の常時消防機関の能力を勘案したうえで、消防団員の定数とその継続的な確保策について検討していただきたい。その結果を踏まえ、消防団員の報酬についても再度検討する必要があると考える。</p> <p>◆消防団運営交付金の交付金額や用途については、市補助金の適正化に関する基準を踏まえ見直しが必要である。消防団が重要な組織であるからこそ、透明性の向上についても十分注意を払われることを期待したい。</p>	<p>①消防団組織</p> <p>◆平成27年度において、消防団に関する組織内検討会を立ち上げ、車庫や装備資器材の在り方について、整備計画の策定に向けた方向性の検討を始めることから、消防団員の定数及び確保策についても、併せて検討していく。</p> <p>◆定数の見直しについては、高齢化や勤務形態の実態を踏まえ、今後予想される災害に対して、即時対応できる体制が構築されるよう検討していく。</p> <p>◆特に、団員確保については、従来までの施策の他、消防団、自治会、行政等が一体となって積極的に推進できるよう、また、現在支給している報酬額については、国の動向を注視しながら、消防団の災害活動等の実態に応じた報酬が支給できるよう検討していく。</p> <p>【見直し時期】 平成27～29年度… 計画の策定 平成30年度以降… 計画に基づき実施</p> <p>【改善による効果】 ◆新たに策定する整備計画を推進し、地域に根ざした多様な消防団活動ができる組織運営をすることにより、社会的環境と地域社会のニーズ等を踏まえた新時代に即する亀山市消防団の確立が期待できる。</p> <p>②消防団運営交付金</p> <p>◆消防団運営交付金については、消防団の運営を目的とし幅広く使用するための費用であり、特定の事務又は事業を補助するための補助金とは性質がことなるものと認識している。しかし、交付金の透明性の向上の提言があったことから、他の市町の交付基準等を参考に要綱を見直し、適正化を図っていく。</p> <p>【見直し時期】 平成27年度… 見直し 平成28年度… 実施</p> <p>【改善による効果】 ◆交付金の見直しにより、消防団の組織活動がさらに活性化され、消防力が向上し、地域住民の安心・安全の意識が高まる。</p>	—
④現行通り・拡充	2	<p>◆地域の安全を守っていただき大変有難く思うし、この先起こることが予想される大地震・大災害にも地域を代表して対応されることであると思う。ただし、交付金の額としては、適正な金額か、交付された交付金の用途は適正かなど、『補助金の適正化に関する基準』に基づき、一度見直す必要がある。</p> <p>◆今後、予想される大災害に向けて市民力の向上に現在の団員数が必要であるということであったので、現行通り実施とした。ただし、今後定員割れにならないよう、定員の見直しは注意されたい。</p>				

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	③-1	事業名	防犯対策事業	所管室	市民文化部地域づくり支援室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	5	<p>◆防犯灯施設設置費等補助金について、平成22年の事業仕分けにおいて「設置基準を明らかにすべき」とされているが、要綱からは市としての基本的な考え方が読み取れない。補助額や補助率及び電気代を全額負担していることについても、合併時の調整から見直していない。まず市の基本的な考え方を明確にする必要がある。</p> <p>◆防犯灯と他の照明灯との設置基準や違いについて、担当室の説明が不十分であり、内容も理解できていなかった。</p> <p>◆同補助金について、現要綱のままでは自治会の要望により設置数が右肩上がりが増加する恐れがある。それに伴い、当然電気代及び補助額も増加傾向になると予想される。市として、自治会のために防犯灯の設置・整備が必要であると考えられるのであれば、防犯灯の明るさの推奨基準や設置間隔の基準、また、LED化する際に不必要な容量UPの禁止(基本的にLEDに変えた場合同じ明るさだと、契約ワット数は小さくなると思う)などを明確な基準を制定し、補助していくべきである。また、補助率についても、見直す必要がある。</p> <p>◆防犯灯管理費補助金については、受益者負担原則の観点から、今後、自治会に対し段階的に一部負担、全額負担へと見直す必要がある。市が全額負担している現状では、行政が整備していることと同じである(他市事例の志摩市や尾鷲市は、防犯灯を行政が整備するものという視点から設置・電気代ともに全額負担していると推測する)。自治会による地域主体の防犯の取り組み方は他にもあるのではないかと。</p> <p>◆LEDの環境面、交換面、ランニングコスト面の特性に鑑み、LEDを基本とした設置補助額や電気使用量の補助とし、「設置・交換は蛍光灯補助なし」「電気代は3/4補助(蛍光灯とLEDの単純な電気使用量の削減率から算定)」など一部減額するなどを講じることにより、LEDへの促進、財政の縮減に繋がると考えられる。</p> <p>◆社会環境の変化に応じて、前例や過去の仕組みに捉われずに、防犯灯についての地域と行政の負担の在り方を考えないといけない。防犯灯の管理費(電気代)について、全額自治会負担の市町も県内にあるという説明を受けたが、どうして本市は全額行政負担であるのかという説明が明確ではなかった。これらのことから、今後の防犯灯の在り方を含めて、防犯灯に対する市の方針を整理する必要がある。</p> <p>◆防犯灯を設置するということについての市としての方向性・考え方を明確にし、合併から10年が経過して財政状況が変化していること、防犯灯の数が増加することで電気代の補助が増え続けていく一方であることを考慮して、この電気代を本当に市が全額補助すべきものなのかを見直すべきである。</p> <p>◆事務事業評価シートを見ると、所要人員が、正規職員1名(1人の職員が毎日この業務に従事することを意味する)と非常勤職員で防犯対策事業を行っている状況であるが、事務手続きの簡素化や業務手法を改善し、効率的な事務の遂行を検討されたい。</p> <p>◆地区防犯協会・防犯委員会・暴力追放亀山市民会議に対する補助金については、今後の事業実施に係る明確なビジョンがあると考えられる。</p> <p>◆各団体補助について、類似している団体の統廃合について検討すべきである。</p>		<p>◆防犯対策事業の大前提としての、市の基本的なビジョン(方針、計画等)の策定が必要と考える。その中で、例えば、防犯灯を今後どのように計画的に設置していくのか、LED化を進めるのか等の市としての考え方の整理が必要である。</p> <p>◆その結果、今後も整備を拡大していくとなれば、補助金のあり方を見直して、ある程度の受益者負担も検討されるべきである。そのうえで、各種団体への補助金も統廃合などの検討がなされるべきである。</p>	<p>◆自治会が設置及び管理する防犯灯については、引き続きLED化の推進を図るため、既存の補助金制度の見直しを含めた支援の在り方を検討していく。</p> <p>◆防犯協会と防犯委員会の事務局機能の整理については、各々の事業目的の違いや事務局体制に差異があり統合することは困難であるため、それぞれの組織の機能について充実を図っていく。</p> <p>【見直し時期】 ・防犯灯補助金 平成27・28年度…検討・見直し</p> <p>【改善による効果】 ◆LED防犯灯が普及することで、防犯灯管理費の削減が図れる。</p>	○
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	③-2	事業名	健康づくり事業	所管室	健康福祉部健康推進室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)	1	<p>◆トレーニング室は、市内における類似事業として、運動施設(西野公園、東野公園、関B&G海洋センター)のトレーニング室があり、利用者負担について差が生じているため、受益者の自己負担を取るよう検討すべきである。</p> <p>◆運動施設のトレーニング室も運動やスポーツを行うきっかけづくりの場であるという同一の設置目的を持っていることから、運動施設にトレーニング施設を一元化すべきである。例えば、空いた現在のスペースを検診事業や介護予防事業など幅広く使えるような多目的ルームに変更して使用することで職員としても施設の使い勝手が向上するのではないかと思う。</p> <p>◆健康づくり応援隊については、人的負担を抑えて、今後どのように継続していくかというところが最大の焦点である。例えば、スポーツ部門で、スポーツ推進委員が各地区コミュニティから任命されているが、その方々に協力いただき、地域での運動活動を普及していくことも、今後、部署間で連携・調整して、進めていくことが必要である。</p>		<p>◆当事業においては、市の人的、財政的負担が課題となっていることから、市の他の部局所管の類似施設との施設の一元管理化や講座等の連携・協働が必要である。</p> <p>◆また、現在、無償であるトレーニング室の使用料の有料化も検討すべきである。</p> <p>◆こうした問題を解決する一手法として、施設管理等ハードだけでなく、講座等のソフト事業も併せて、利用料金制も導入可能である指定管理者の導入も検討すべきである。</p>	<p>◆市内類似施設や関連施策の現状を踏まえ、改めて健康づくり施策としてのトレーニング室開放の意義を検証し、トレーニング室の位置づけと重要度を明確にしたうえで、他施設との連携や受益者負担等を含む新しい運営方法を検討し、他部局とも調整しながら見直しを行っていく。</p> <p>【見直し時期】 平成27・28年度… 検討・見直し 平成29年度… 実施</p> <p>【改善による効果】 ◆類似施設との調整を図ることで、重複する事業の見直しが図られ、市の人的・財政的負担を軽減し、健康づくり事業の効果・効率が図られる。</p>	—
②民間活力の活用、協働						
③要改善	4	<p>◆健康づくり応援隊養成講座については、「目標値・終期の設定」食育推進・健康増進計画の実施計画として、「地域の人材の養成・育成に係る年次計画」を策定し、それに基づき事業を実施していくことで人的負担の度合いと成果が見えてくると思う。</p> <p>◆同講座を既に実施したモデル地区で検証しながら、人員の養成に終期を設定し、その後はその養成した人が地域で活躍いただけるように運営のバックアップ方法を検討し、より地域の人々がはつらつと活動できるようなシステムを検討されたい。</p> <p>◆トレーニング室の運用については、リピーターが独占しており、導入施設としての役割に乏しい。廉価で有料化を図るとともに、トレーナースタッフ等による管理を行い、初めての人が入り込みやすい施設としていくべきである。</p> <p>◆導入施設としての利用を終えた人を、他の施設や日常生活での運動に仕向けていく取り組みも強化すべきである。</p> <p>◆トレーニング室については、体力づくりに関する部分は市内運動施設(西野公園、東野公園)のトレーニング室に統合し、総合保健福祉センターでは、健康増進、運動のきっかけづくりに特化した使い方を(目的に合わせて役割分担をする)。</p> <p>◆トレーニング室使用料の徴収を検討すべきである。</p> <p>◆施設管理については、他の類似施設と一元管理することにより、コスト圧縮・よりよいサービスの提供が可能となると考えられる。このことから、事業のすみ分けや目的を他室と協議した上で、一括管理の委託(講座等も含む)や指定管理者制度を導入してはどうか。</p> <p>◆トレーニング室は、福祉部門として健康づくりのための運動のきっかけづくりとして無料開放している施設であるということであるが、利用者の内訳から利用者がリピーターであることが伺えることから、目的に合っていない。現在の述べ利用者数から試算すると、仮に50円の利用料を徴収したとしても、この事業の大部分を占める維持管理経費をほぼ全額ペイできるくらいの収入と見込めるので、有料化を検討し、それに見合った施設となるよう拡充されたい。</p>				
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	③-3	事業名	市民活動支援事業	所管室	市民文化部文化振興局共生社会推進室
判定区分	判定結果	判定期由、提言等の詳細	班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)	2	<p>◆市民参画協働事業推進補助金については、協働によるまちづくりの推進の重要性を外部の視点から理解することは非常に難しいと感じる。「市民参画協働事業」の開始当初に当該事業が有していた理念が、現行の「協働」の理念と整合しているか。本補助金は、市が推進する協働によるまちづくりの手段としては、対象者が限定され過ぎており、活動の拡大にも乏しい(効果がわからない)ため、現在補助を受けている団体のステップアップ補助終了を目途に一旦事業終了してはどうか。その上で、「行政と市民が協力して取り組むために市民活動は不可欠」であるとのことなので、協力の主体となり得る市民・団体の発見と支援のための有効な手法を検討してはどうか。</p> <p>◆市民ネットに登録されている団体を確認したところ、15%程度の団体が公民館講座関連の団体と重複している。協働提案制度による提案件数や補助金の申請件数が増加しない要因を担当者が「飽和状態」と分析していることから、市として「協働」を見直す時期にきている。見直し方法としては、市民活動支援事業をなくすのではなく、中間支援組織を育てるような事業としてリニューアルした方がよいと思う。</p>	<p>◆市民参画協働事業推進補助金など市民協働を支援あるいは促進するシステムが整備されてから数年が経ち、当初の頃と現在では市民協働の“質”も変化してきていると思われる。</p> <p>◆例えば、地域まちづくり協議会等における市民活動は市民協働そのものともいえる。こうした背景も踏まえ、各種の市民協働の支援策も見直す時期に来ていると考える。</p> <p>◆また、その際には市自前のいわゆる中間支援組織の整備も検討されるべきである。</p>	<p>◆市民活動支援事業の目的のひとつは、まちづくりひとづくりであり、亀山市が目指す協働のまちづくりを推進していくために必要なものである。</p> <p>①協働事業 ◆後援、委託、補助、協力など様々な形の協働の中で、協働事業提案制度を実施し行政と市民活動団体の協働を進めている。今後、各々の行政担当室が協働の視点で業務を行うことが必要である。職員への意識啓発とともに、協働事業提案制度あり方検討会を設置し、市民協働を支援あるいは促進するシステム全体を含め制度の見直しを行う。</p> <p>【見直し時期】 平成28年度…あり方検討会にて見直し 平成29年度以降…実施</p> <p>【改善による効果】 ◆協働事業提案制度あり方検討会による見直しにより、協働への理解促進と協働事業実施件数の増加に結びつけていく。</p> <p>②市民活動支援 ◆亀山市が中間支援組織の設置を進めてこなかったのは、市民活動団体の育成という役割を市が直営で最小限の経費にて効率的に行ってきたからだと認識している。中間支援組織の設置による市民の意識向上や市民活動の活性化という効果とそれに要する経費を充分考慮して、検討していく必要がある。</p> <p>◆市民参画協働事業推進補助金については、市民活動応援制度の進捗や効果を合わせて、総合的に見直ししていく。</p> <p>【見直し時期】 平成27年度…市民活動応援制度審査検証委員会(3回開催予定) 平成28年度…検証結果に基づき実施</p> <p>【改善による効果】 ◆市民活動応援制度での市民活動団体支援の成果をみながら、総合的に市民活動支援を考察できる。</p>	○
②民間活力の活用、協働	1	<p>◆現在、委託事業として、津市のNPO団体に市民相談業務を委託しているが、その業務を将来的には、市内の団体に委託できるよう育成・支援を進める必要がある。それが、今後、市民と行政の協働の在り方を考えていく上で検討が必要な中間支援組織の設立につながっていく可能性があると思う。いつまでも、市外の団体に頼っている、中間支援組織を担うような市内の活動団体が出現しない。</p> <p>◆市民との協働については、一定の期間が経過し、担当室においても「現在は熱が冷めつつある状況である」と現状分析しており、また、全国的にも協働事業が行き詰っている状況にあるというコーディネーターの説明からも、現在の『亀山市協働の指針』を一度見直すタイミングに来ている。地域まちづくり協議会という新たな主体も市内に設立され始めていることから、地域の団体との協働の在り方を十分検討した上で、制度設計の見直しの要否について検討されたい。</p>			
③要改善	3	<p>◆「市民参画協働事業推進補助金制度での市民活動団体の育成→育ってきた市民活動団体との協働事業の実施→中間支援組織の育成→協働によるまちづくりの推進」というように一体のものとして考え、市の目指すべき方向に向かって、各段階で何をなすべきかを整理する必要がある。</p> <p>◆市民団体がステップアップしながら成長していく過程は重要であるが、市民参画協働事業推進補助金、協働事業提案制度、市民活動応援制度が個々に動いていて、現在のシステムでは市民団体がステップアップしながら成長していく要素は低いと思う。ややもすると、市民参画協働事業推進補助金は、市民団体の自己資金を得るための補助金であると誤解を招く恐れがあることから、同補助金制度の取捨だけにとまらず、ステップアップしていくためのシステムを再度見直し、制度化していくべきである。</p> <p>◆新たな制度化を構築した際に必要となるのであれば、中間支援組織の議論を再燃させ、市内の市民活動団体が担えるよう、一石を投じてみるのも良いと思う。市民団体育成サポート事業として一から再構築する良い機会であると思う。</p>			
④現行通り・拡充					

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	③-4	事業名	中央公民館活動推進事業	所管室	教育委員会生涯学習室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	4	<p>◆誰もが参加できる機会づくりとして、夜間講座を開催した結果、参加者が少なかったことから、翌年度には夜間講座数を減らしたと説明があったが、内容や時間帯の変更など、もう少し市民ニーズを調査してから、変更することも考えられたのではないか。</p> <p>◆市民ニーズの把握方法について再検討し、講座内容や、開催時間を決定する。</p> <p>◆受講者数の多少だけにとらわれず、市として学んでもらいたい内容を盛り込んだ講座の選定も検討すべきである。</p> <p>◆生涯学習室が中心となり、各部署が実施している事業の情報を一元管理しているのであれば、部署間調整や他部署への情報提供などを行って、各部署と連携しながらそれぞれの専門性をうまく利用し、より地域課題等のニーズに合わせた講座に転換し、スリムな実行体制を築けると良いと思う。</p> <p>◆ニーズのみではなく、民間ではできない、市だからこそできる講座の開設の必要性がある。ニーズの図り方を今一度見直し、より市民が望み、誰もが受けれる学習の機会を創出するためにも、各部署との連携は必要である。</p> <p>◆受講者アンケートと内部検討だけでは内容が偏ってしまうため、ニーズの把握方法を見直すべきである。新たな学習者に参加を促すのであれば、今参加している人に「なぜ参加するのか」を聞くよりも、参加しない人に「なぜ参加しないのか」を聞いた方が効果的な手法を打ち出せると思う。</p> <p>◆中央公民館が「亀山を学ぶ」ことを目的としているようであるが、現在の講座内容では公民館が目指したいものとニーズとの間で、いろいろなものを取り入れようとし過ぎて方向性が見えなくなっており、公民館が目指すもの、公民館が本来すべきことが市民に理解されなくなっていると感じる。</p> <p>◆均等な学習の機会を市民に提供するため、中央公民館の果たすべき役割を明確にする必要がある。民間においても教養講座や趣味の教室が開催されているが、何を中央公民館では学んでほしいのか、何を学ばせたいのかをはっきりさせ、民間機関との違いを示した上で、事業展開を図られたい。</p>		<p>◆全国的に公民館における生涯学習講座の抱える普遍的な課題として、対象者の問題(高齢者だけでなく現役世代の参加をどう促すか等)、学習内容の問題(趣味教養だけでなく、地域課題を解決するような学習等)、市役所各部をはじめ、外部の各機関(地域まちづくり協議会等)との連携などが課題となっているが、亀山市も例外ではない。</p> <p>◆このような課題を解決する一手法として、各種の生涯学習講座の一元化、体系化(市民大学、地域学の創設等)などの方策が望まれる。</p>	<p>◆中央公民館として、市民に向けた講座は今後も継続的に実施していく。継続的な実施の中で、家庭教育など地域課題に即した講座内容や手法を充実すると共に、「学び」の成果を地域で生かし、さらなる「学び」につなげていく「生涯学習社会」の確立を進めていく。</p> <p>◆地域課題解決に向けて、地域の学びは地域が担い手となり、またその学びの成果が地域で生かせる人材育成に向けて、地域まちづくり協議会との連携関係を構築していく必要がある。このうえで、中央公民館講座の在り方や学びのコーディネーターとしての生涯学習推進員を再構築し、将来的に市民大学との関係と中央公民館が担うべき役割を明確にして活動を展開していく。</p> <p>【見直し時期】 平成27・28年度 … 「亀山市生涯学習計画」の見直しに合わせて方向性の位置づけを行う 平成29年度以降 … 地域まちづくり協議会などの動向も踏まえながら具体的改善に着手</p> <p>【改善による効果】 ◆個々の学びの成果が地域社会に還元され、また、学びの成果が地域に生かされることでさらに個々の学びを高め、人材育成の循環を基本とする地域の学び＝生涯学習社会が機能する。</p>	—
④現行通り・拡充	1	<p>◆社会教育法に基づいて、市が実施すべき實際生活に即した健康で文化的な教養を高める環境の醸成のため、対象者のニーズに合致した講座の開催に取り組んでいる。あえて言えば、さらに対象者の拡大が図られるよう、講座内容や開催時間を拡充されたい。</p> <p>◆生涯学習分野は、市民のQOLの向上の観点からも、今後期待される領域である。地区コミュニティから地域まちづくり協議会への移行に伴い、出前講座の主体として地域まちづくり協議会を想定する必要性が生じているとのことであった。地域まちづくり協議会を主体とした取り組みについては、生涯学習室の直接の所管ではないが、将来の地域におけるまちづくりの姿を見据え、関係室と協議しながら引き続きその関わり方を検討されたい。</p>				

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	③-5	事業名	青少年健全育成事業	所管室	教育委員会生涯学習室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)	1	<p>◆青少年育成市民会議については、多数の構成団体で構成され、「亀山っ子市民宣言」を具現化していくための中心団体となっているが、個々の団体の目標を見ると類似しているものもあるのではないかと。現時点では、総会資料等を見ても非常に不明確であり、本当に効果が出ているのかが不明である。</p> <p>◆補助金の基準等を見直しているが、今一度、補助金の使用方法をしっかりと確認できる体制を構築し、専門部会の事業内容、地区会議単位の事業内容、会議の構成団体における事業内容や他の補助金の利用状態も鑑みながら、本補助金の意図(市が望む方向)に対して、機能しているかどうかを厳格に精査する必要がある。</p>		<p>◆全国的な課題として、少子高齢・人口減少時代を迎え、高度経済成長期の人口増加時代に作られた各種の組織や制度が、担い手不足等に代表されるような問題を抱え、今後も維持存続することが困難になっている例が少なくない。</p> <p>◆亀山市においても、ただ補助金を見直す等ではなく、組織の統廃合等抜本的な見直しが必要と考える。</p>	<p>◆青少年健全育成事業を進めていく上での、重要観点として『亀山っ子』市民宣言の具現化活動が有ると認識している。この展開の推進主体として、「青少年健全育成市民会議」が位置づけられ、平成27年度の総会においてもその旨を宣言している。</p> <p>◆市民会議では、これまでも、市民宣言の目指す理想の子ども像実現のための事業を展開しているが、その意義や具現化行動の意識も薄れてきたことから、平成27年度は活動内容の見直しと平成28年度からの3カ年の行動計画策定を事業の軸に据えて活動していくこととなっている。市民会議は、行政も含めた諸団体の連合組織であり、社会教育団体等が市民宣言の共有のもとでそれぞれ活動を進める上位展開を行なうものであると位置づけられるので、団体の統合は必要ないと考える。そのうえで、各団体がそれぞれの設立意義に基づいて展開していく事業と市の目指す青少年健全育成施策との整合のもとで補助金の交付が行なわれ、将来的には委託化も見据えた方向性として青少年育成事業を進めていく。</p> <p>◆今後の青少年健全育成事業については、地域での担い手の一つとしての地域まちづくり協議会の動向によって各団体が何を担っていくのかも変容すると考えられるので、市内全域での地域まちづくり協議会の展開と連動するものと考えている。</p> <p>【見直し時期】 平成27・28年度 … 「亀山市市民宣言具現化」の見直し 位置づけと方向性の確認 平成29年度以降 … 第2次総合計画との整合の中で具体的改善に着手</p> <p>【改善による効果】 ◆地域課題としての青少年問題が意識付けされ、市民宣言の本旨である「大人の行動指針」としての展開が可能である。</p>	—
②民間活力の活用、協働						
③要改善	4	<p>◆青少年育成市民会議補助金については、補助金要綱の整備によって事業経費ベースの算定方法にしたものの、予算執行額は現行通りの実績と見込んでいるため、実質的には変わっていないと思う。当該団体に対する240万円の算定根拠が不明であるとともに、補助額が過大であるため、見直しを図られたい。</p> <p>◆当該団体が担っている「亀山っ子」市民宣言の具現化については、宣言自体6カ年を経てむしろ風化しているように思われる。今後、団体が地域に根ざした青少年の健全育成の推進に果たしていくべき役割を検証し、より実質的な取り組みを検討してほしい。</p> <p>◆子どもの数の減少や子ども会未加入数の増加から、子ども会活動が存続しにくい状況になっている中で、今のままの団体で良いのか。団体の総合・再編、類似事業の統合などをするなどして持続可能なものとするべきである。</p> <p>◆子ども(会員)の数が減っていることによって、親の役員への選出の機会が増え、負担が増えている。可能であれば、団体の統廃合等を検討しても良いと思う。</p> <p>◆同様の目的を持つ事業を別々の団体で行うより、スリム化したほうが事務量も減り、団体、親、事務局ともに負担が軽減される。是非、担当者の熱い思いを「具現化」してほしい。</p> <p>◆人口減少社会に入中、既存の各種団体の存続意義について、「なぜ必要か」「持続可能か」を、改めて検討すべきである。例えば、青少年育成市民会議の活動の一部に、子ども会育成者連絡協議会で実施している事業を含んでいき、団体の統廃合も将来的には検討する必要があるのではないかと。思う。</p> <p>◆それぞれの団体で、サマーキャンプや玉屋資料館宿泊体験学習などが行われているが、事業の統合や隔年で交互開催など実施手法を見直し、職員の業務量の軽減にもつなげることができると思う。</p>				
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成27年5月17日実施】

No.	③-6	事業名	青少年自立支援事業	所管室	教育委員会生涯学習室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)	2	<p>◆子ども総合センターに統合して切れ目ない支援を実施すべきである。事業自体が不要ということではなく、生涯学習室で所管するメリットが感じられない。年齢によって窓口が変わることは利用者にとって不便ではないか。</p> <p>◆現行のとおり教育委員会部局で実施することでは事業効果が薄いため、健康福祉部局(子ども担当)で一元化して、より専門性の高い部署において本事業を行うべきである。</p> <p>◆地方創生のためには、若者がこのまちで活力をもって住み続け、働いてもらうことが必要である中、若者をサポートする本事業は、市独自の取組であり、まちの強みでもあることから、一元化された部署の中で、専門的な知識を持った職員が配置された環境で事業が展開されるべきであると思う。市民にとっても、年齢で所管する部署が変わるよりも、継続して、同一の部署で担当してもらえ方が安心感が増すと思われる。また、市役所内部においても、一元化することにより、過去から蓄積したデータを活用できるため、メリットがあると思う。</p> <p>◆市独自の取組であり、人をサポートする体制が整っているやさしいまちであることをもっとPRし、本市への定住促進、移住促進につなげられたい。</p>		<p>◆教育委員会と福祉部局の連携による一貫した青少年自立支援事業として評価できる。今後も市独自の取組として拡充していくべきである。</p> <p>◆ただし、教育委員会と福祉部局どちらかに負担が偏ったり、専門性の面から支援に隙間が出来たりすることのないよう、より強固な連携体制を構築されたい。</p>	<p>◆「切れ目のない支援」という考えのもと、全国的にも先進的な取組であるが、施策としての位置づけや方向性が明確にされていないことから、個々の支援に対してなかなかゴールの見えない状況がある。本年4月から生活困窮者支援法との関連についても対応を想定していかなければならないと考えられる中、今後は単なる相談業務だけではなく、自立に向けての一時的な「居場所」となるデートレーニングルームといったスペースが必要であり、また、複雑深層化する支援内容に対応する体制の検討も必要と考える。</p> <p>◆亀山市地域福祉計画の中に18歳以上の支援について位置づける必要性があると考えており、今後、地域福祉計画の改訂時には生涯学習室とも協議する中で、福祉部局での一元化も視野に入れた体制づくりと方向性を固めて進めていきたい。</p>	—
②民間活力の活用、協働					<p>【見直し時期】</p> <p>平成28年度 … 「亀山市地域福祉計画」の見直しの中で位置づけと方向性の確認</p> <p>平成29年度以降 … 第2次総合計画の中で具体的改善に着手</p>	
③要改善					<p>【改善による効果】</p> <p>◆幼少時から青少年に至るまで継続的かつ予防的な支援体制が行われると共に、地域課題としての青少年問題が意識づけされる。</p>	
④現行通り・拡充	3	<p>◆所管部署の決定し難い子ども・若者育成支援推進法に基づく事業であるが、対象者の存在を最優先に考えて、早期から事業を行ってきた経緯が素晴らしいと思う。</p> <p>◆対象者や事業内容から、福祉部局での対応も想定される事業であるが、担当室の説明にあったように、現状どおり教育・福祉2ラインでの事業展開を行うという実施方法も可能であると思われた。しかし、当事者とその家族からすれば、行政の対応部署が一元化されていることのメリットもあるので、教育部局が主担当であることで、福祉部局の専門的サービスの提供などが後手にならないかとの懸念がある。</p> <p>◆市では、既に子ども・子育て支援制度により教育部局と福祉部局の連携が密に行われているという土壌があるため、今後予定されている『亀山市地域福祉計画』の改訂の機会を捉え、この事業の位置付けについて関係室間で積極的に議論し、法に基づく国からの支援等が得られるような事業として確立していただきたい。</p> <p>◆現行のサポート体制において、様々な事態に対応することができる非常に素晴らしい事業である。二次的な窓口の存在をうまく調整(NPO法人や公共が実する他の類似事業)できるのであれば、実際に業務を行う生涯学習室、子ども支援室を中心に、コンセンサスを得て業務を遂行されれば良いと思う。</p> <p>◆ひきこもりやニートは放置できない問題であり、現在手厚く行なっている事業を縮小する必要はない。当初、なぜ生涯学習室が本事業を実施するのかということ、利用者視点では年齢により受付部署が離れているということに疑問を感じたが、今回の説明により、子ども支援室と生涯学習室が非常にうまく連携できており、また途中でリタイアした子が再び相談するために違う受け皿があった方が良いということが理解できた。今後この連携をより強化し、両方の視点で支援できるという強みを活かしてより拡充されたい。</p>				